

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	障がい児・者在宅生活支援事業（県補助事業）
-----	-----------------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市障がい者（児）住宅改良助成事業実施要綱等		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	●実施（補助）期間 自 継続 ～ 至

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	障がい者福祉係	内線	4266 課 No. 35020
関係課			

総合計画				基本計画の政策目標（平成16年度→22年度）			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり		O障がい者居宅生活支援事業所数	107か所 → 136か所		
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり					
	細節名	第5 高齢者・障害者支援施策の充実					
	施策名	⑤障害のある人に対する生活支援サービスの充実	該当ページ		111ページ		
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン							
事業区分	新規	継続	●	施策No.	22-05-05		

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容		
障がい福祉サービスを提供することにより、障がい者及びその家族の在宅生活を支援することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の住宅改良 ・排泄装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障がい児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護士の派遣費用の一部を助成 ・児童デイサービス事業の体制強化 ・障がい者が一人暮らしなど地域生活への自信を深めるための体験訓練。 ・障がい児通園施設利用者負担金の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の住宅改良 ・排泄装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障がい児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護士の派遣費用の一部を助成 ・障がい児通園施設利用者負担金の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の住宅改良 ・排泄装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障がい児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護士の派遣費用の一部を助成 ・障がい児通園施設利用者負担金の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の住宅改良 ・排泄装置のリース料助成 ・施設入所者の一時帰宅時の居宅介護サービス(身体介護、家事援助、移動介護)の提供 ・医療行為を必要とする障がい児・者が家庭外で活動する場合に必要な看護士の派遣費用の一部を助成 ・障がい児通園施設利用者負担金の軽減 		<p style="text-align: center;">(注1)</p> 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング（見直し）する中で変更していくことがあります。
事業の概要 O在宅の障がい者に対する福祉サービスの提供（県補助事業） ・障がい者の居住環境を改良する際にその費用の一部を助成する障がい者住宅改良助成事業 ・発達障がい児・者在宅福祉サービスを提供する発達障がい児・者生活支援事業 など						<p style="text-align: center;">(注2)</p> 事業費（財源内訳）は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
事業の対象者（交付先） 発達障がいを含む障がい者とその家族						
事業費（百万円） ※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
一般財源	7	4	4	4	19	
国庫支出金	4	2	2	2	10	
県支出金	3	2	2	2	9	
起債（ ）						
その他（利用料）						